

中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について（答申）

令和 7 年（2025 年）8 月
中野区環境審議会

目次

はじめに

1 計画の基本的事項

- (1) 計画改定の背景
- (2) 計画の位置づけと期間

2 目指す環境像と基本目標

- (1) 中野区が目指す環境の姿
- (2) 基本目標

3 基本目標ごとの課題と解決の方向性

- 基本目標1 脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現と気候変動への適応
- 基本目標2 資源を大切にする循環型社会の実現
- 基本目標3 快適に暮らせる美しいまちづくり
- 基本目標4 みどりや生きものの豊かさを育み、うるおいを生み出すまちの形成
- 基本目標5 パートナーシップで広げる学びと行動のしくみづくり

おわりに

はじめに

中野区環境審議会は、2024 年 7 月 25 日に中野区長から、「中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について」の諮問を受けました。

以来、区より提供された「中野区の現状に関する参考資料」など各種の資料を元に検討を進め、今後予想される脱炭素（カーボンニュートラル）社会への移行、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、自然再興（ネイチャーポジティブ）の取組の進展を見据え、新たな時代に対応できる環境施策について、5 回にわたり審議を重ねてまいりました。

区では、2021 年 9 月に第 4 次中野区環境基本計画を策定し、進捗管理を行いながら具体的な取組を進めてきました。また、目標達成に向けた区の取組内容や削減効果の見込み、2050 年に向けた取組の方向性等を示すため、2024 年 6 月に「中野区脱炭素ロードマップ」を作成し、全庁的に取組を進めています。

一方で、社会経済状況の変化は著しく、2023 年 5 月の G7 広島首脳コミュニケにおいては、「気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的危機並びに進行中の世界的なエネルギー危機からの未曾有の課題に直面している」と表明され、国においても、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブに取り組み、統合的に推進・向上を図ることを目指しています。

これらの危機は、区民の生活に大きな影響を与えることは必至であり、予断を許さない状況です。世界、国、都の大きな動きとあわせて取組を進めることを大前提に、中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、盛り込むべき事項等について、本答申では述べています。

本答申が今後改定される中野区環境基本計画に十分に反映され、より多くの区民、事業者と一体となり環境の保全につながる行動、活動へと広がっていくことを期待します。

1 計画の基本的事項

(1) 計画改定の背景

社会経済状況の変化は著しく、2021年9月に第4次中野区環境基本計画を策定した当初とは大きく変化した状況を踏まえて、同計画を改定する必要があります。また、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と、その中に掲げられた「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方を引き続き活用し、長期的・間接的にSDGsの共通目標の考え方に貢献していくよう、施策や取組を具体化していく必要があります。

国の「第6次環境基本計画(2024年5月21日)」においては、環境・経済・社会の統合的向上を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」を実現していくことが掲げられました。その前提として、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブについて、トレードオフを回避しつつ相乗効果が出るよう統合的に推進・向上を図ることが重要であるとしています。

「東京都環境基本計画(2022年9月)」においても、各分野は相互に関連しており、統合的な対策が必要であるとしています。また、脱炭素化、生物多様性、良質な都市環境など持続可能な都市の実現に向けた取組に加えてエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を展開するとしています。

中野区においても、これまでの中野区環境基本計画が目指してきた概念や目標をさらに発展させ、各政策・施策を統合的に推進し、相乗効果を得られるように取り組んでいく必要があります。

(2) 計画の位置づけと期間

中野区環境基本計画は、「中野区基本構想」の実現に向けて、「中野区基本計画」の下位に位置する個別計画とし、関連計画である「中野区都市計画マスタープラン」、「中野区みどりの基本計画」などとの整合を図ることが求められます。

さらに、中野区環境基本計画は、「中野区環境基本条例」に掲げる趣旨や区の責務に係る事項を盛り込み、環境の保全に関する政策を総合的に推進するための計画とするとともに、区の環境に関する施策の基本的な方向性と具体的な取組を示すことが望ましいと考えます。

また、環境分野の個別計画のうち、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」及び「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)」、「気候変動適応法」に

基づく「地域気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」並びに「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境教育等行動計画」を包含することが望ましいと考えます。

計画期間は、上位計画である「中野区基本計画」の計画期間とあわせ、2026年度から2030年度までの5年間とするのが適切であると考えます。

2 目指す環境像と基本目標

(1) 中野区が目指す環境の姿

第4次中野区環境基本計画においては、区が目指す環境の姿を「区民・事業者・区の連携・協働による持続可能なまち なかの」と定めており、その実現に向けて5つの基本目標を設定しています。改定後の中野区環境基本計画においてもこれを継承するのが望ましいと考えます。一方、それだけではなく、区が目指す環境の姿には、「将来世代に良好な環境をつないでいく」、「中野区という区域を超え社会全体へ貢献する」という考えも反映される必要があります。

(2) 基本目標

区が目指す環境の姿の実現に向け、第4次中野区環境基本計画の枠組みを継承しつつ、次の5つの基本目標を設定し、総合的かつ着実に取り組む必要があります。

- ①脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現と気候変動への適応
- ②資源を大切に作る循環型社会の実現
- ③快適に暮らせる美しいまちづくり
- ④みどりや生きものの豊かさを育み、うるおいを生み出すまちの形成
- ⑤パートナーシップで広げる学びと行動のしくみづくり

各基本目標の方向性は、以下のとおりとすることが望ましいと考えます。

①脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現と気候変動への適応

気候危機とも言われる気候変動に対する課題認識を区内で共有し、区民、事業者等と連携してこの危機に立ち向かうために行動を起こしていくことが求められています。2050年に区内の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現や脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現に向けて、気候変動の緩和策（脱炭素化）と適応策に、区民、事業者、区が一丸となって取り組ん

でいく必要があります。また、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応を進め、区民の生命と財産を守るための備えや災害に対する強靱化が必要です。

②資源を大切に作る循環型社会の実現

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行が国際社会において求められています。資源を可能な限り効率的かつ循環的に利用することで、天然資源利用や廃棄物が減少する持続可能な循環型社会を実現する必要があります。区民や事業者は、自らが廃棄物の適正処理に関する責任を負っていることを再認識するとともに、日常の経済活動と消費生活などを通じて、限りある資源の有効活用と資源循環の促進に取り組んでいく必要があります。

③快適に暮らせる美しいまちづくり

公害対策に係る法令等に基づく指導等を適切に行い、安全で衛生的な生活環境を確保する必要があります。さらに、区と区民、事業者等が協働し、地域の環境美化活動に継続して取り組むことが求められています。まちの美化、良好な景観の保全に取り組み、誰もが健康で快適に暮らせる美しいまちづくりを進めていく必要があります。

④みどりや生きものの豊かさを育み、うるおいを生み出すまちの形成

都市が自然環境との調和を図る上で重要な構成要素である公園・道路・河川などのみどりを様々な工夫によって増やし、みどりとみどりをつなぐとともに、植栽の工夫や樹木の適切な管理によるみどりの保全に取り組む必要があります。

区民が様々な場所で、みどりや生きものの豊かさと、みどりによるうるおいとやすらぎを感じられるまちの形成が必要です。

⑤パートナーシップで広げる学びと行動のしくみづくり

環境施策の課題解決に向けては、区民等に対する普及・啓発や環境教育を進め、多くの区民がより環境の保全につながる選択をするように行動変容を促していく必要があります。

区民等の行動変容促進に向けた取組を持続可能なものにしていくためには、区が率先して行動を示すとともに、区内事業者をはじめ、地域で活動する団体、大学等の教育機関などと連携・協働して活動を広げるこ

とが重要です。これらの取組を通じて、区全体で環境行動の意識を醸成していく必要があります。

3 基本目標ごとの課題と解決の方向性

基本目標1 脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現と気候変動への適応

【主な現状】

- ◆2023 年に開催された COP28 では、1.5℃目標の実現に向け、化石燃料から「脱却」し、長期目標に向けた全体としての進捗を評価する仕組みについて決定されました。その中で、「2030 年までに再生可能エネルギー容量を 3 倍、かつ省エネ改善率を 2 倍にする」という目標に日本も賛同しました。
- ◆EU などでは、省エネ性能の低い既存住宅や建築物に対して省エネ改修を義務づける、大規模建築物に関してエンボディドカーボンの算定を義務づけるなど、先進的な政策が打ち出されており、日本でも検討が進められています。
- ◆国は、2050 年カーボンニュートラルを実現するために、「第 7 次エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」等を策定し、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入することとし、あわせて脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいくことを打ち出しました。また、「2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな目標を掲げました。
- ◆東京都は、2022 年に「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速 - Fast forward to “Carbon Half” -」を公表、「東京都環境基本計画」を改定し、建築物の断熱や省エネ性能の強化と再生可能エネルギーの導入、都市開発における面的なエネルギーマネジメント、エネルギーの脱炭素化の促進など、各制度の強化を進めています。
- ◆東京の猛暑日は、2023 年に過去最多の 22 日、2024 年に 20 日の記録がありました。2023 年の都内における熱中症による救急搬送件数は、過去 5 年間で最も多い 7,112 人でした。
- ◆中野区は、「中野区ゼロカーボンシティ宣言」において定めた二酸化炭素排出削減の目標達成に向けて、2024 年 6 月に区の実施計画や削減

効果、取組の方向性等を示した「中野区脱炭素ロードマップ」を作成しました。

- ◆中野区では、民生家庭部門と民生業務部門のエネルギー消費が全体の 8 割以上を占めています。民生家庭部門のエネルギー用途は、照明・家電製品、給湯、暖房が全体の 98%を占めています。民生業務部門における主な排出主体は、事務所ビル・飲食店が 76%を占めています。また、従業者数 100 人未満の事業所が 99%を占めています。
- ◆中野区の運輸部門において、二酸化炭素排出量の 73%が自動車に起因している一方で、自動車保有台数は減少傾向であり、乗用車は微減しています。ZEV（プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車）の導入意向は、区民、事業者とも低い傾向にあります。区民の日常的な移動手段は、公共交通や自転車、徒歩です。

【課題と解決の方向性】

◎ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり

- 建物の新設や建替が発生するまちづくりの機会を捉え、環境配慮及び脱炭素化の必要性について区民・事業者の理解を醸成し、対策の実行につなげていくことが必要です。各地区のまちづくりにおいて、環境配慮視点を盛り込むなど、検討を進めていく必要があります。
 - ⇒ 「中野区脱炭素ロードマップ」で定めた「まちづくりの全体方針」を踏まえ、現在進めているまちづくりにおいて脱炭素化の取組を進めるとともに、今後のまちづくりの計画等に際して脱炭素推進の視点を盛り込み、環境配慮の施策を誘導すること。
 - ⇒ 道路や公園等の都市基盤の整備にあたり、二酸化炭素排出量の少ない設備機器・材料の導入を進めること。さらに、建築物の省エネ効果を高め、緑化や舗装面の改善による熱環境緩和の促進・誘導に努めること。
- 自然と歩きたくなるまちづくりを進め、公共交通や自転車の一層の利用促進を図ることで、乗用車の利用を減らし、二酸化炭素排出量の削減を図る必要があります。また、ZEV の普及のための情報提供も重要です。
 - ⇒ 徒歩による移動がしやすい歩きたくなるまちづくりを進めるとともに、環境負荷の少ない交通手段の利用促進、走行時に二酸化

炭素を排出しない自動車の普及促進を進めること。

⇒ 道路ネットワークの整備や駐車場の適切な配置により交通流動の円滑化を図り、人の移動に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減につなげていくこと。

○ 民生家庭・民生業務部門の二酸化炭素排出量の大幅な削減に向けては、日常的な省エネ行動に加え、建物の高断熱化、設備機器の高効率化、再生可能エネルギーの利用を促進していくことが必要です。

⇒ 住宅や事業所などの個々の建物単位で、高断熱化、再生可能エネルギー発電設備等の設置補助を推進するとともに、再生可能エネルギー電力への切替を促進すること。

⇒ コスト面への支援とともに、ZEB や ZEH、再生可能エネルギーへの切替などに関する情報提供を充実させること。

○ 脱炭素と地域課題解決を同時に実現する取組が求められています。二酸化炭素の排出削減とともに、区民の利便性の向上や生活の質の向上、区民ニーズへの対応を同時に実現することで、区民の環境行動への意識も一層高まることが期待されます。

⇒ 省エネ化、再生可能エネルギーの導入、持続可能な資源利用など、暮らしや事業活動の脱炭素化に向けては、区民ニーズを踏まえながら区民や個々の事業者の意識を醸成し、行動変容を促進すること。

○ 2025 年 2 月に国が掲げた「2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」目標は、2030 年以降も区としてたゆまぬ努力が求められる目標です。

⇒ 区政運営にあたっては、2030 年度目標の達成のみならず、さらに先の目標を見据えて取り組むよう努めること。

◎ゼロカーボンシティ実現に向けた区の率先行動

○ 区は率先して、事務事業におけるエネルギー使用量の低減に努める必要があります。また、区が率先して脱炭素に向けた様々な取組を行うことにより、個々の区民、事業者の意識を醸成し、行動変容につなげていく必要があります。

⇒ 区は、区有施設の ZEB・ZEH 化、再生可能エネルギー電力への切替、省エネ・再生可能エネルギー設備の拡充、庁有車のガソリン

車からの転換（低炭素・省エネ）等、脱炭素化の取組を率先して進めること。

- 脱炭素社会の実現に向けて率先して行動する職員を育成する必要があります。
 - ⇒ 区有施設のエネルギー使用量の適正化を推進するとともに、環境配慮・脱炭素の取組をさらに進めるため、全職員の環境リテラシーを継続的に向上させ、知識やマインドの底上げを図ること。
- 国内の森林における造林の安定的かつ持続的な循環と、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に貢献するため、建築物等における木材利用を推進することが求められています。
 - ⇒ 樹木の循環利用などによる二酸化炭素吸収の促進や、公共建築物等における木材利用による二酸化炭素の固定化などを図るとともに、カーボン・オフセット事業を継続すること。

◎気候変動への適応

- 区民の熱中症に対する意識を高め、熱中症予防行動につながるよう、引き続き啓発を進めていく必要があります。
 - ⇒ 気候変動の緩和策（脱炭素の取組）とあわせて、熱中症対策など、適応策についても積極的に取り組むこと。
- 気候変動に伴い、ゲリラ豪雨等による災害を始めとした様々なリスクが高まっています。
 - ⇒ 雨を受け止めて地表に流さない効果のある常緑広葉樹の植樹や雨庭の普及について検討し、退蔵品の処分など区民が取り組める水災害対策について周知・啓発に取り組むこと。
 - ⇒ 気候変動に伴うリスクに対しては、最新の情報収集に努め、課題に対する十分な検討と対策を行うとともに、区民が必要とする様々な情報を適切に提供すること。

基本目標2 資源を大切にする循環型社会の実現

【主な現状】

- ◆世界的な人口増加・経済成長・消費拡大による将来的な資源制約や、廃棄物量の増加、海洋プラスチックごみ問題等の環境問題の深刻化など経済社会の変化に伴い、サーキュラーエコノミーへの移行が求めら

れています。また、地球の環境収容力を超えない領域でのウェルビーイング（個人の権利や自己実現が保障され身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること）に焦点を当てた経済活動が重要視されています。

- ◆国は、2024 年に国家戦略として「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめました。
- ◆東京都は、2022 年に「東京都環境基本計画」を改定し、リデュースやリユースを組み込んだ新たなビジネスや、革新的なリサイクル技術のビジネス化を支援し、リサイクルシステムのレベルアップを促進していくことでサーキュラーエコノミーに移行していくこととしています。
- ◆中野区は、2021 年に「第 4 次中野区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。不要なものは買わない、買ったものは大事に使うこと（リデュース＝発生抑制）を第一に考えて行動し、着なくなった服を古着に出すなど不用品の再活用に努めること（リユース＝再使用）でゴミと資源の全体量を減らし、それでも不要になったものは可能な限り資源化を行う（リサイクル＝再生利用）区民や事業者を増やすことで、埋め立て処分量ゼロを目指しています。

【課題と解決の方向性】

◎発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の意識醸成

- 限りある資源を有効に活用することがエネルギー消費を減らし、資源の節約につながります。区民・事業者が日常的にゴミを生み出さない暮らしや事業活動に努め、資源を含めた「不用品総量」そのものを減らす必要があります。
 - ⇒ リデュースを第一に意識・行動し、リユースを最大限に実施する区民や事業者を増やすため、リデュース、リユースの具体的な取組を示すなど、区民等の意識醸成に取り組み、行動変容につなげていくこと。
 - ⇒ 商品を作る・売る事業者に対しては、過剰包装の削減などゴミを減らす工夫に取り組むよう発信すること。
- 食品ロスは、食料資源のみならず、生産、加工、運搬のために消費したエネルギーも無駄になります。さらに、廃棄のためにもエネ

ルギーを消費し、温室効果ガスの排出、廃棄物の埋め立て処理など、様々な環境問題にもつながるため、食品ロス削減を推進していく必要があります。

⇒ 食品ロス削減を推進していくため、食品ロス削減協力店舗との連携を強化し、新たな取組を検討すること。

◎徹底した資源化、再生素材や再生可能資源の利活用（リサイクル）

○ 燃やすごみの中の資源化可能物の混入率を極力減らすため、資源等の分別ルールや適正な排出方法の周知・啓発に継続して取り組む必要があります。また、資源とごみに関する慣習等が異なる地域からの転入者など丁寧な周知が必要な区民や、資源とごみの出し方に関心の薄い区民に向けた効果的な情報発信に取り組む必要があります。

⇒ リデュース、リユースを最大限に実施した上で、リサイクルがさらに進むよう、資源等の分別ルールや適正な排出方法についてすべての区民に対して丁寧かつ効果的な情報発信に取り組むこと。

◎事業系ごみの減量と適正排出

○ 事業者自らの責任において事業系ごみを適正に処理するという原則のもと、事業者の責任感を喚起し、ごみの減量に取り組む事業者を増やし、適正排出の徹底を促していく必要があります。

⇒ 事業者に対して適切な指導を行い、事業系ごみの減量・資源化の推進及び適正排出の促進に取り組むこと。

⇒ 区の収集によらず、排出事業者処理責任の原則に基づいた民間事業者への収集委託を促していくこと。

⇒ 大規模事業者に対しては、立入調査の実施に伴う排出指導などのごみ減量・リサイクルに対する一層の意識啓発を行うこと。

◎環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理

○ 効率的かつ環境負荷を抑えたごみの収集を行う必要があります。

⇒ 今後、清掃車の ZEV 化の進展など、技術革新の状況を注視するとともに、環境負荷を抑えたごみの収集と効率的な収集体制の両立に向けて継続して検討すること。

⇒ 遺品整理などで一時的に多量のごみ・資源が発生した場合の相談を受け付けること。

- 区民が排出するごみ等の中に有害物や危険物等が混入すると、ごみの収集、資源回収の安全が確保できなくなります。
 - ⇒ 有害物や危険物等の混入防止に向け、継続して区民等への周知・啓発を行い、ごみの収集、資源回収を安全かつ着実に実施すること。
- 区内は狭あい道路が多く、ごみや資源の収集・運搬の際に小型車両しか進入できないなど、地域特性を考慮するとともに、資源化に適した車両を活用する必要があります。
 - ⇒ 引き続き、配慮が必要な区民に対して適切な収集を実施するとともに地域特性を踏まえた収集を行うこと。
- 災害廃棄物について、近年の大規模災害後の状況においては、廃棄物の処理完了までの期間が相当の長期に及んでおり、発災後の円滑・迅速な処理が重要です。
 - ⇒ 災害時等において、区民、事業者が適切に廃棄物を排出できるよう、区の収集体制を整備するとともに、速やかな復旧、復興に向けて平時から減災の準備と廃棄物の処理方法等の周知について検討を進めること。

基本目標3 快適に暮らせる美しいまちづくり

【主な現状】

- ◆中野区は、法令等に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭への必要な指導等を行っています。
- ◆高度経済成長期に社会問題となった、水質の汚濁、土壌の汚染、地盤沈下等の公害は、国の法整備等により改善が進んでいます。
- ◆中野区では、区内全域でポイ捨てを禁止し、中野駅周辺を路上喫煙禁止地区として指定しています。
- ◆区、区民及び事業者等が連携して区内の環境美化に取り組んでいます。
- ◆中野区において、物品の蓄積等に係る相談の対応件数は年間で10件程度あり、早期解決に向けて取り組んでいます。

【課題と解決の方向性】

◎公害対策

- 今後も増加が見込まれる建設・解体工事においては、防音・防振、アスベスト飛散防止など法令等に基づく適正な工事等を行うよう、

引き続き指導していく必要があります。

⇒ 工事の発注者及び工事実施者に対して、法令順守の徹底など必要な指導をすること。

- 区内では、高度経済成長期の建造物において建て替え等が進んでいることもあり、建設・解体工事の増加に伴う騒音や振動に関する苦情や相談の増加傾向が見られます。

⇒ 区民からの公害に関する苦情や相談に適切に対応し、問題解決に努めるとともに、騒音や振動の規制値を定める「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」などについて事業者等への周知を進めること。

◎環境美化、良好な景観保全の推進

- 吸い殻や空き缶などのポイ捨てのないきれいなまちをめざして、地域の美化活動を推進する必要があります。

⇒ 引き続き、区民や事業者等への啓発活動を実施するとともに、協働して地域の美化活動に取り組むこと。

- 中野区の個性となる魅力ある街並みとして賑わい・憩い・安らぐことができる空間形成を創出する必要があります。

⇒ 魅力的な街並みを形成する景観づくりを推進すること。

◎安全で衛生的な生活環境の確保

- 物品の蓄積や放置、動物への衛生上問題のある給餌などにより、周辺地域の生活環境に支障が生じている場合には、必要に応じた指導等が求められます。

⇒ 「中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例」に基づき、必要な指導をするとともに、関係機関等とも協働・連携することで早期の解決に向けて取り組んでいくこと。

- 状態の悪い空き家は、周辺の生活環境を脅かすため対策が必要です。空き家対策は相続などが複雑に関わるため、関係機関と連携した取組が必要です。

⇒ 防犯、防災や衛生上のリスク等の低減のため、空き家の適正管理を推進すること。関係機関と連携し、管理不全な状態が継続している空き家については除却や建替え等を誘導するとともに、空き家の発生予防にも取り組んでいくこと。

- アライグマやハクビシンなどによる健康被害発生の恐れがあるため、これら衛生害虫・害獣等への対策が必要です。
 - ⇒ 引き続き、衛生害虫・害獣等の適正防除に取り組むこと。

基本目標4 みどりや生きものの豊かさを育み、うるおいを生み出すまちの形成

【主な現状】

- ◆生物多様性条約第15回締結国会議（COP15）では、2010年に採択された愛知目標の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性戦略を策定・改定することが求められました。
- ◆国は、「グリーンインフラ推進戦略 2023」において、「自然と共生する社会」の実現に向けて、官と民が両輪となり、あらゆる場面・分野に「グリーン」を取り入れていくこととしています。
- ◆国は、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として、「生物多様性国家戦略 2023 - 2030」を閣議決定しました。
- ◆東京都は、「自然と調和した持続可能な都市」を目指し、都民や企業と連携して東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進める、100年先を見据えた緑のプロジェクトとして「東京グリーンビズ」を開始しています。
- ◆東京都は、2022年12月に東京都自然環境保全審議会からの答申を得て、「東京都生物多様性地域戦略」を策定しました。
- ◆中野区は、「中野区都市計画マスタープラン」において、区内の主要な公園・道路・河川などのみどりを、基本的な都市構造の一つとしてまちを守り、うるおいを生み出すグリーンインフラと位置づけ、育成を図っていくとしています。
- ◆中野区において、生物多様性保全施策における今後の方向性を検討していくため、区内の動植物の実態について現況を把握する調査を実施しました。

【課題と解決の方向性】

◎まちなかで水やみどりに親しめる環境づくり

- 大規模公園等の整備により新たな緑化空間が形成されている一方で、住宅開発や駐車場の整備等による屋敷林等の消失や減少により、緑被率が減少しています。区内の緑被率とみどり率を向上させる必要があります。また、樹冠被覆率の向上の観点からも取組を進める必要があります。
 - ⇒ 公園や街路、河川は、四季の変化が感じられる場、憩いの場として、必要不可欠な生活環境基盤であり、グリーンインフラとしての機能を担うため、みどりの充実・保全に取り組むこと。また、樹冠被覆率についての調査実施や指標設定についても検討すること。
- みどりの豊かさやうるおいとやすらぎを感じられるよう、まちづくりの中で緑化誘導を図るとともに、目に見えるみどりや自然共生サイトなどのみどりの空間を増やす取組が必要です。
 - ⇒ 都と連携する都市開発諸制度を活用した緑化誘導やまちづくり事業に伴うみどりの空間の整備を進めるとともに、都市の中のみどりを増やしていくため、屋上、壁面や接道部の緑化など建築物等の施設緑化を推進すること。
- 生垣などの地域のみどりの保全を進める必要があります。
 - ⇒ 身近なみどりを増やし、地域にゆかりのある樹木・樹林等を保護すること。

◎生物多様性の保全

- 区内で確認できた生きものが生息できる場所を守る必要があります。また、地域における生物多様性の増進のための活動等に取り組む必要があります。
 - ⇒ 区内のみどりのネットワークを生かしながら、区民、事業者等との協働により、生きものが生息・生育できる環境の保全や緑化の誘導等に取り組み、都市における生物多様性の保全を図ること。また、定期的な生物多様性、自然環境に関する調査を行い、状況の把握に努めること。
- 私たちの暮らしは、生物多様性から生み出される様々な自然の恵みに支えられています。生物多様性の重要性に対する区民、事業者の理解を醸成し、生物多様性の保全につながる暮らしや働き方を促進していく必要があります。

- ⇒ 区内の生物多様性を保全するため、普及・啓発に取り組むこと。
- 外来種が在来種を捕食したり、在来種の生息場所を奪ったりすることによる生態系への悪影響が懸念されます。
- ⇒ 区内の自然生態系を守り、生きものとの共存を図っていくため、国や東京都などと連携し、外来種の侵入、拡散の防止に取り組むこと。

基本目標5 パートナーシップで広げる学びと行動のしくみづくり

【主な現状】

- ◆国は、2024 年に「環境教育等の推進に関する基本的な方針」を策定し、環境教育、協働取組の主な推進策として①学校等における環境教育、②中間支援機能を活用した環境教育・協働取組、③幅広い場での環境教育や質の高い環境教育の充実・推進、④若者の社会変革への参加の促進を実行することとしています。
- ◆国の「第 6 次環境基本計画」の中で、施策を実施する上で関連する主体間でのパートナーシップは、全てに共通して求められる要素であるため、これを充実・強化していく必要があるとしています。
- ◆東京都は、「東京都環境基本計画」において、小・中学校教育における環境教育では、持続可能な開発のための教育（ESD）や SDGs との関連を踏まえた教材・プログラム等を更に充実させ、子どもたちが身近な環境問題を解決するために自分たちにできることを考えるよう、各教科や総合的な学習の時間等における環境教育を進めていくこととしています。
- ◆東京都では、都民、企業、団体等と連携した事業展開を行っています。
- ◆中野区は、なかのエコチャレンジや出前講座を通した環境学習を行っているほか、学習指導要領における ESD（持続可能な社会の担い手を育てる教育）を推進しています。
- ◆中野区では、二酸化炭素排出削減と環境の保全につながる取組の推進を目指し、啓発イベント「なかのエコフェア」を産学官民が連携して開催しているほか、SDGs に取り組む仲間同士が「交流する」ことで、新しい「気づき」や新たな「つながり」が得られる場として「なかの SDGs パートナー交流会」を開催しています。
- ◆中野区が実施している様々な啓発事業の認知度の向上のため、広報に

力を入れています。

【課題と解決の方向性】

◎環境教育等による環境行動の促進

- 環境の保全につながる取組を行っている区民を増やしていく必要があります。また、持続的な発展が可能な社会を将来の世代に引き継ぐために、教育部門と連携を図りながら、幼少期からの環境学習を充実させ、子どもの社会参加意識を育んでいく必要があります。
 - ⇒ 区民一人ひとりが暮らしや事業活動において環境の保全につながる行動を実践できるよう、特に子どもたちに向けた環境教育を推進すること。子どもから親世代への波及効果や、将来世代に受け継がれるように意識しながら継続的に環境学習・体験の機会を提供すること。
- 区的环境施策をより効果的に推進するため、区民等による環境行動が広がっていく仕組みづくりが必要です。
 - ⇒ 区民等の行動変容を促進するとともに、まち全体に自然と環境の保全につながる取組が広がっていくようなインセンティブ事業や仕組みづくりの検討を進めること。
 - ⇒ 優良事例の表彰など様々な取組を通じて、個々の区民や事業者の意識を醸成し、行動変容につなげていくこと。

◎多様な主体との連携・協働による環境保全活動の推進

- これまでも区民や地域団体等と連携して環境に関する取組を進めてきました。さらに環境に関する取組を持続可能なものにするためには、このような取組を増やすとともに、多様な主体の参画が求められます。
 - ⇒ 中野区全体で環境の保全につながる行動が実践されるよう、区民・事業者等の行動変容に向けて、区・区民・事業者が一丸となって取り組んでいくこと。
 - ⇒ なかの SDGs パートナーなど様々な連携団体との関係を強化し、区民等の行動変容に向け協働して取り組んでいくこと。また、区内事業者等が実施する環境保全活動等を区民に広く発信すること。
- 環境に関する事業の認知度や参加者数を向上していくとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組について、他の年齢層に比べて関心が低い傾向にある 20 代を中心とした区民に対する意識醸成

に取り組む必要があります。

- ⇒ 区が行う環境事業の効果をより高めるため、幅広い区民にアプローチできるよう、広報誌、ホームページ、SNS、動画、リーフレットなど多様な媒体の活用、それらを組み合わせ、連動性を持たせた広報に取り組むこと。また、他の親和性の高いイベント・催しと合同開催し、新たな参加者の確保につなげていくこと。
- ⇒ 出前講座などの啓発事業は、要望を受けてから出向くだけではなく、積極的な発信に取り組むこと。

おわりに

上述のとおり区が検討する中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について答申として整理しました。なお、審議の過程で委員から寄せられた意見には、今後の第 5 次中野区環境基本計画の検討及び実施にあたって重要な視点が多く、次のとおり留意すべき事項として添えます。区における更なる検討を望むとともに、適切な対応を図ってください。

- 環境審議会において多くの具体的な意見が出されたため、今後の中野区環境基本計画等の策定などにおいて参考とされたい。
- 中野区環境基本計画に記載される内容は、区が、区民、事業者と一丸となって取り組む必要があるものである。同計画の構成、内容及び表現等については、区民にとって一層分かりやすいものとなるよう努めること。
- 第 5 次中野区環境基本計画の実施にあたっては、環境政策を総合的に推進していくための庁内体制の充実を図ること。また、国や東京都、他自治体と連携を図りながら、持続可能な社会の実現に向けて主体的に活動する区民及び事業者など多様な主体と協働して、同計画に基づく施策、取組の効果的な推進に努めること。
- 毎年度、取組や主な事業の展開などについて進捗状況を把握するとともに、指標や目標について検証や評価を行い、事業の見通しや課題等を確認した上で、必要に応じて当該年度や翌年度以降の事業に反映すること。